

熊本市生物多様性戦略の改定について

令和5年(2023年)3月23日
熊本市生物多様性推進会議

説明:10分
質疑応答:10分

世界情勢と国内の動き

2010

生物多様性条約COP10

- 愛知目標(戦略計画2011-2020)採択
- 名古屋議定書(遺伝資源利用の利益配分)採択
- SATOYAMAイニシアティブの開始

生物多様性条約(CBC)1992年採択

196か国・地域(含EU、パレスチナ／米は未締結)

- ① 生物多様性の**保全**
- ② 生物多様性の構成要素の**持続可能な利用**
- ③ **遺伝資源**の利用から生ずる**利益**の構成で衡平な**配分**

2015

SDGs

パリ協定

2019

IPBES地球規模評価報告書発表(2019/5)

G7(仏)(2019/5)

愛知目標最終評価(地球規模生物多様性概況第5版(GB05))(2020/9)

国連生物多様性サミット(2020/9)

G7(英)(2021/6)
30by30目標へのコミット

G7(独)(2022/6)
NbSの主流化・拡大にコミット

生物多様性条約COP15

2021/10(昆明)・2022/12予定(モンテリオール)
ポスト2020生物多様性枠組みの採択

国内生物多様性総合評価(JBO3)(2021/3)

30by30ロードマップ
公表(2022/4)

中央環境審議会
自然環境部会、小委員会
2021/8
次期戦略の具体的な検討

次期生物多様性国家戦略閣議決定
(2023/3)

地域戦略策定の手引き改定(2023/5)

熊本市生物多様性戦略策定(2016/3)

戦略期間延長
(2016~2020)
↓
(2016~**2023**)

熊本市生物多様性戦略策定改定
(2024/3予定)

ポスト
2020
生物多
様性枠
組みの
検討プ
ロセス

2020

2021

2022

2023

資料：環境省次期生物多様性国家戦略地方説明会より

次期生物多様性国家戦略の骨格

昆明・モントリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

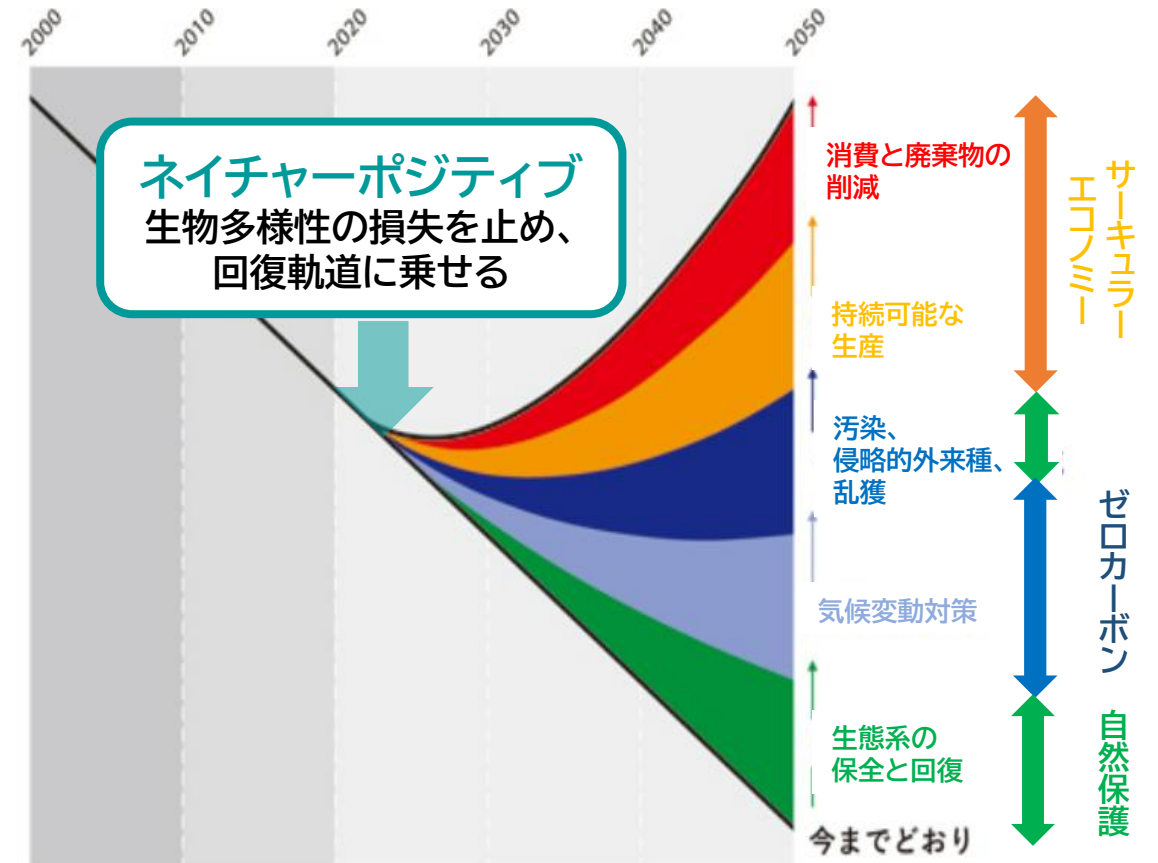
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

次期生物多様性国家戦略の骨格

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

基本戦略1 生態系の健全性の回復

3目標

- 生態系の規模と質の増加
- 種レベルでの絶滅のリスク低減
- 遺伝的多様性の維持

6目標

- 30by30
 - 自然再生
 - 汚染、外来種対策
 - 希少種保全
- 等

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決(NbS)

3目標

- 生態系サービスの向上
- 気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
- 鳥獣被害の緩和

5目標

- 自然活用地域づくり
 - 再生可能エネルギー導入における配慮
 - 鳥獣との軋轢緩和
- 等

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

3目標

- ESG投融资促進
- 事業活動による生物多様性への配慮
- 持続可能な農林水産業の拡大

4目標

- 企業による情報開示等の促進
 - 技術・サービス支援
 - 有機農業の促進
- 等

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

3目標

- 価値観形成
- 消費活動における配慮
- 保全活動への参加

5目標

- 環境教育の促進
 - ふれあい機会の増加
 - 行動変容
 - 食品ロス半減
- 等

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

3目標

- データ利活用・様々な主体の連携促進
- 資金ギャップの改善
- 途上国の能力構築等の推進

5目標

- 基礎調査・モニタリング
 - データ・ツール提供
 - 計画策定支援
 - 国際協力
- 等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに関連施策

次期生物多様性国家戦略の骨格

基本戦略1 生態系の健全性の回復

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の30%以上を保全する
新たな世界目標



OECM

※Other Effective Area-based Conservation Measures

認定により、30%の目標達成と
同時に企業価値の向上や交流人口
の増加を通じた地域活性化

- 保護地域以外にも、**里地里山、水源の森、都市の自然**など、様々な場所が**生物多様性の保全**に貢献
- 法令によって自然が守られる保護地域ではなく、**人びとの生業や民間の自発的な取組**によって自然が守られている**地域**のこと



次期生物多様性国家戦略の骨格

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決(NbS)

Nature-based Solutions

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会課題の解決につなげる考え方

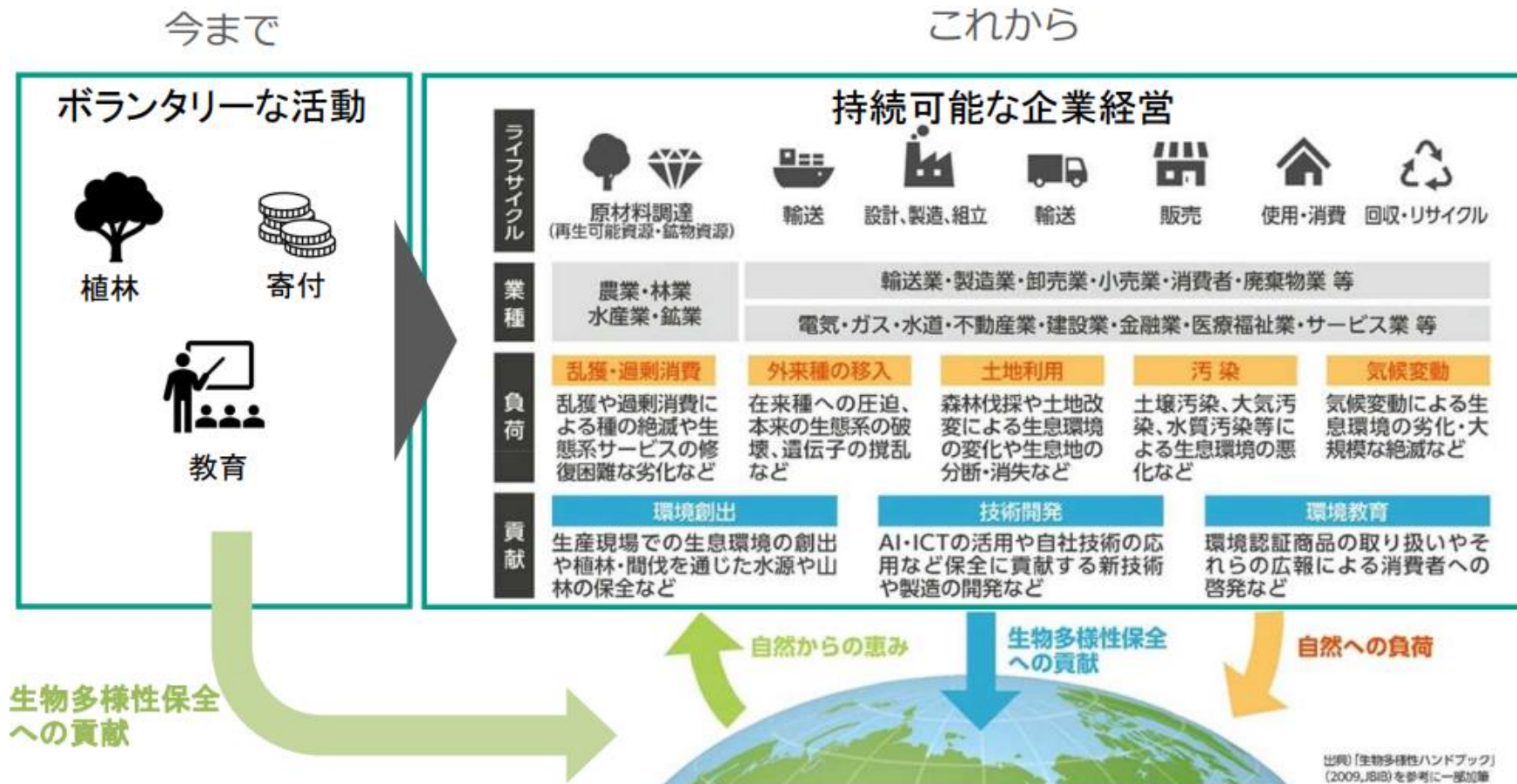
- UNEA決議（2022）では、自然を活用して気候変動や自然災害を含む社会的課題に対応し、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献するものと定義
- 自然の有する多機能性を活かすことで、生物多様性の喪失、気候変動、自然災害、食糧問題、など複数の**社会課題の同時解決を目指すアプローチ**として注目
- 近年関心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待



次期生物多様性国家戦略の骨格

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

新枠組や国家戦略の実施、ESG投融資を通じた資金確保という観点では、**事業活動（本業）において生物多様性への負荷を低減**していくことが求められる
(ボランティアだけしていても評価されない)



次期生物多様性国家戦略の骨格

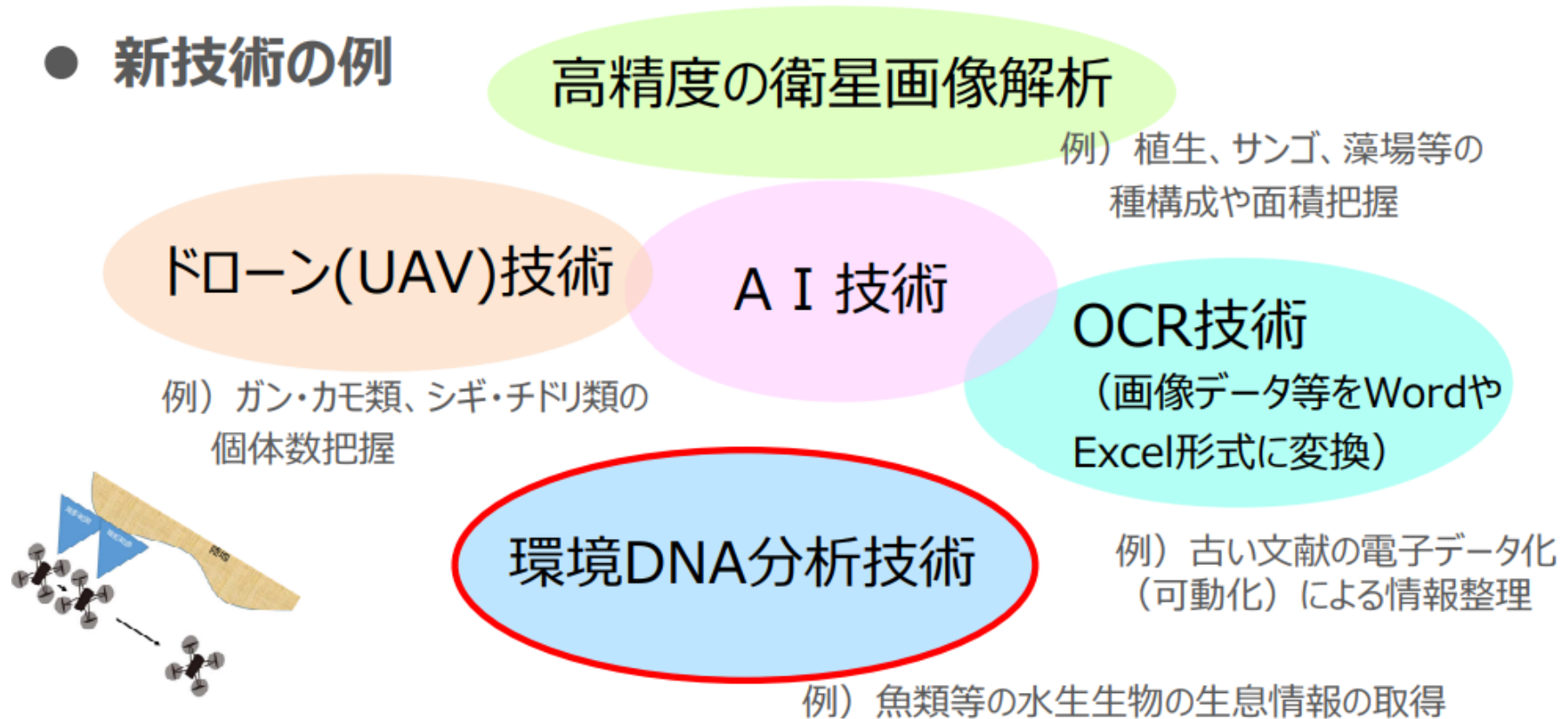
基本戦略4 生産・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動



次期生物多様性国家戦略の骨格

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

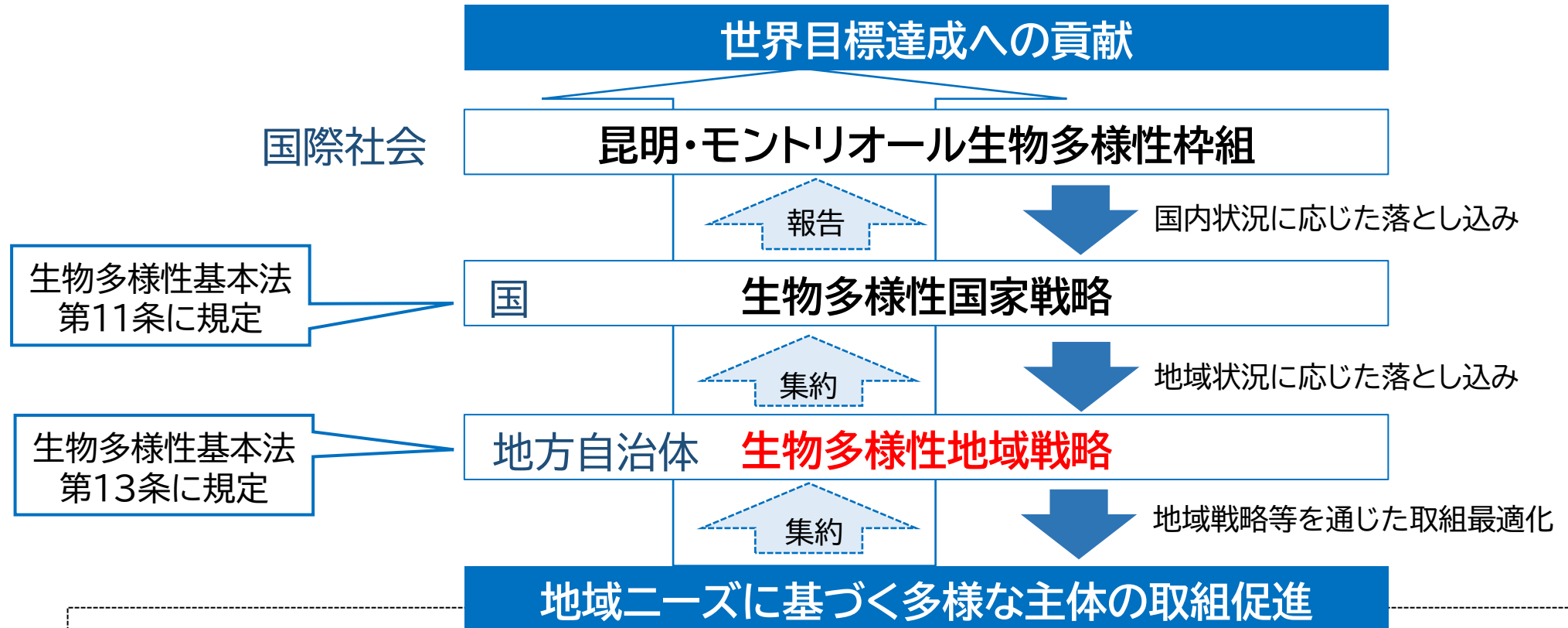
● 新技術の例



今後の技術の進展に合わせ、各調査に合わせた技術の
導入（併用）により、その時代のニーズに対応

生物多様性地域戦略の位置づけ

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組及び次期国家戦略の目標達成には、国、地方公共団体、民間、個人の力の集結が必要。世界目標から地域目標まで整合・一貫した取組が重要。
- その上で、地域の生物多様性の特徴や社会的条件を踏まえた独自性のある戦略策定が重要。
- そのために、地域における取組を担う地方公共団体や地域の民間企業・団体の役割は大きい。



国家戦略の推進、さらには世界目標達成のためには、地方公共団体や企業等が連携して地域の実情に即した取組を進めていくことが重要

生物多様性地域戦略の位置づけ

生物多様性基本法(2008年施行)第13条第1項

「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として(中略)
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画
(生物多様性地域戦略)を定めるよう努めなければならない」



都道府県・市区町村

単独または共同で策定

生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条第2項(策定事項)

- ① 生物多様性地域戦略の対象地域
- ② 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- ③ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ その他必要な事項

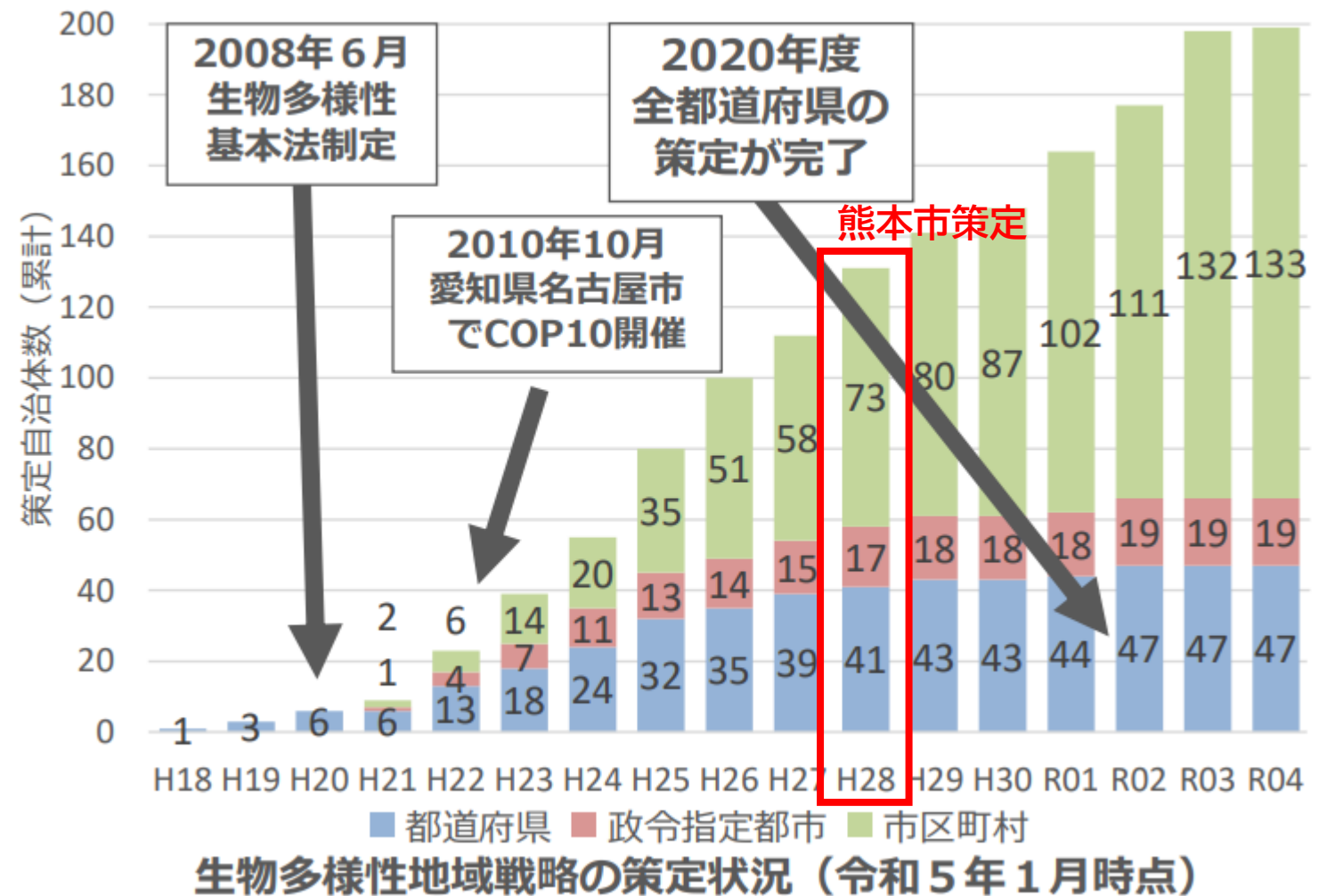
生物多様性地域戦略の策定状況

地域戦略改定

2023年3月の生物多様性国家戦略の改定を受けて、全国の地域戦略の改定が行われることが予想される



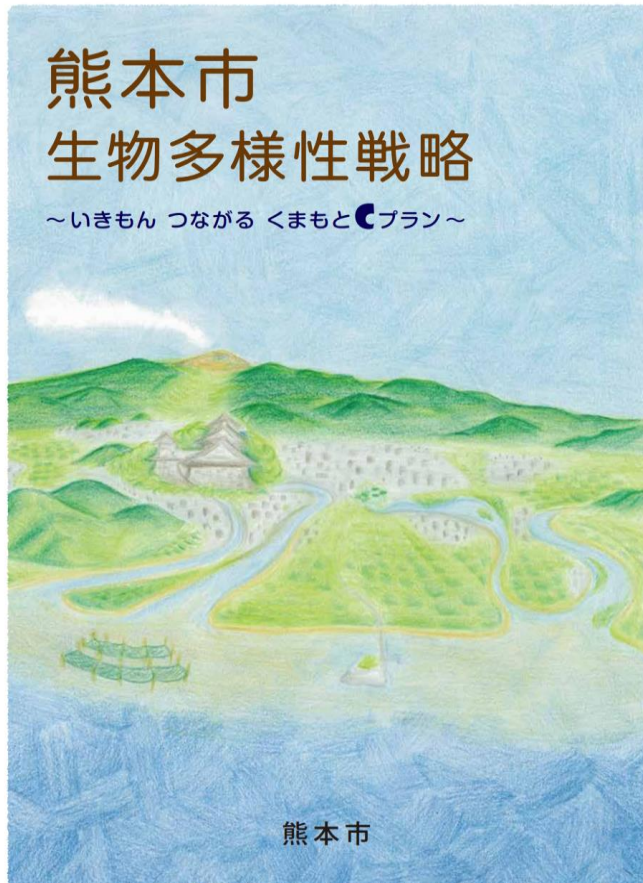
熊本市生物多様性戦略も
2023年度に改定を予定



熊本市生物多様性戦略

生物多様性基本法第13条に基づき、2016年3月に作成した熊本市の最初の生物多様性地域戦略で、市内の生物多様性の現状と課題を整理するとともに、約35年後(2050年)にあるべき姿を提示し、その実現に向けた基本戦略5つを取りまとめ、取組・施策の体系を整理した。

対象期間は2020年度までだったが、国家戦略の改定の遅れを踏まえて、計画期間を2023年度までに延長していたが、国家戦略改定を踏まえ、**2023年度中に改定**を行う。



目 的

生物多様性を保全し、将来にわたってそのめぐみを受け続けていくことに向けた、熊本市の全ての主体の行動の指針となる基本的な計画
人と自然が共生し、魅力と活力ある社会の構築を目指して、市民一人ひとりの行動と連携・協働を推進する

期 間

平成28年度(2016年度)～令和5年度(2023年度)
※長期的には2050年の望ましい姿を見据える

対 象

熊本市全域及び隣接する海域

推進体制

熊本市生物多様性会議、熊本市生物多様性庁内推進会議、熊本市生物多様性戦略専門家会合

熊本市生物多様性戦略改定のスケジュール

	2023 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2024 1月	2月	3月
契約	プロポ選定 契約締結		改定業務委託 履行期間(4月末～3月31日)										
業務			骨子案検討		施策・ 行動計画検討		素案検討			パブコメ実施		素案 修正	完成
議会			市民 アンケート				R5③ 骨子案 報告			R5④ 素案 報告			R6① パブコメ 報告
推進 会議	R4① 評価等		① 骨子案			② 施策等		③ 素案					④ 報告
専門家 会合				① 素案									② 報告
庁内 会議			① 骨子案		② 施策等		③ 素案1	④ 素案2					⑤ 報告